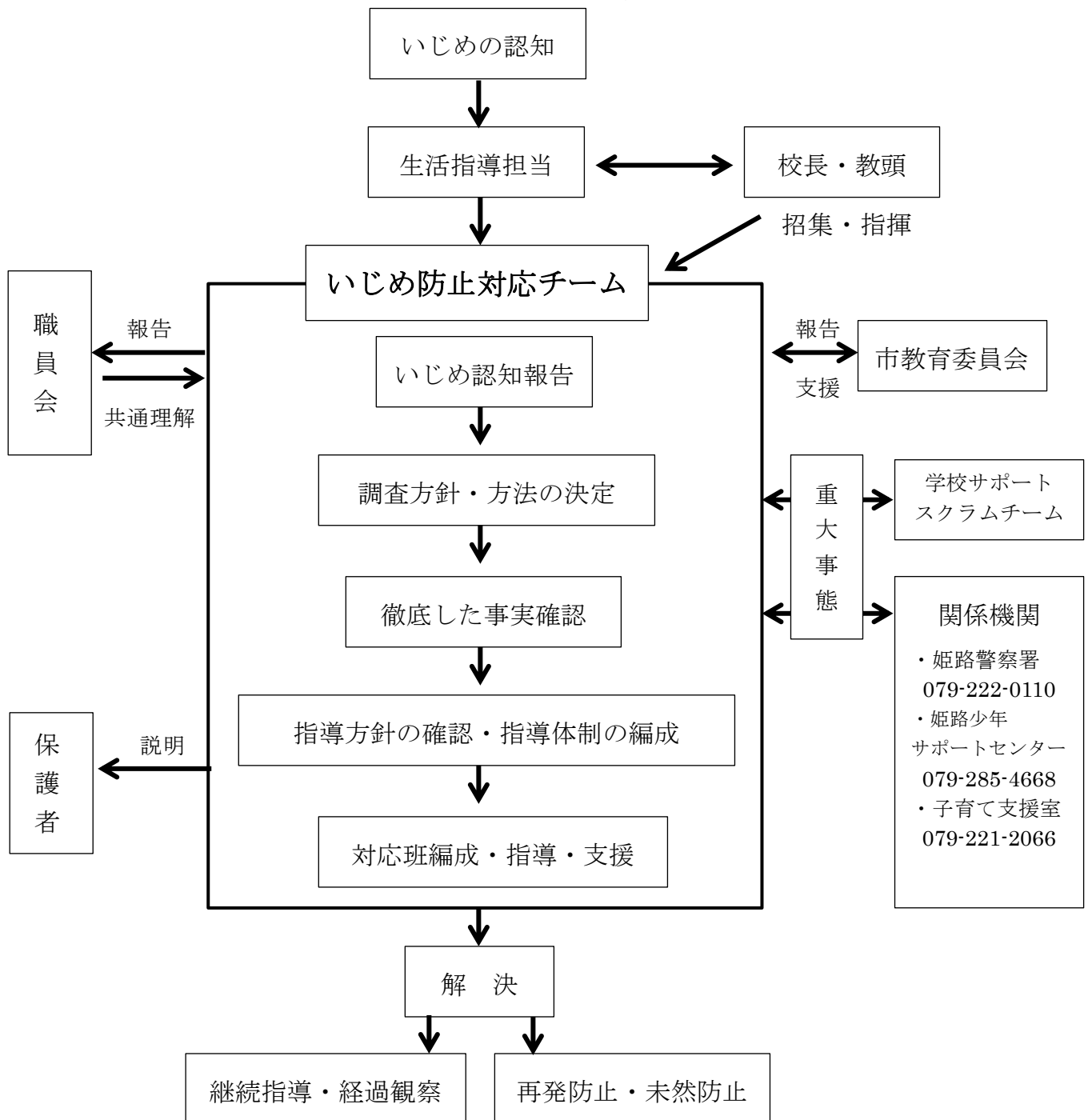


【別紙 4】

いじめを認知した時の組織的対応



※被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向にも配慮する。

※いじめを認知すれば、直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については、周辺生徒からも聞き取る（聞き取りシートの活用）。必要に応じて全校・該当学年にアンケートを行う。

※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

※いじめの解消

謝罪をもって解消とせず、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続し、被害者のいじめによる心身の苦痛がないことを本人及び保護者への面談により確認されていること。